



資料のご提供について

- ◆ 例年、秋に実施しておりました事務所セミナーですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、今年も中止とさせていただきます。労働社会保険に関する法改正やその他の情報につきまして、その都度「おしらせ」でご案内差し上げておりますが、さらに詳しい内容について事務所独自で作成した資料もご用意しております。別添のようなテーマのほか、「労働安全衛生法に基づく健康診断」「高齢者雇用検討のアプローチ」「休職制度とリハビリ勤務制度」等、ご入用な資料がございましたら、当事務所担当者までお申しつけ下さい。

標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年7月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10月に支給される給与から改定し控除して下さい。

厚生年金保険、健康保険とも保険料率には変更がありませんので、算定基礎届によって標準報酬月額に変更があった方、9月月額変更の方、介護保険該当・非該当の方などを除き従前どおりの保険料となります（保険料通知は、保険料に変更のない方も含めた全員分をお届けしています）。

当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封しておりません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用年月日順の2通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。

最低賃金の改定について

- ◆ 令和3年度岩手県の地域別最低賃金が28円引き上げられ821円になります。令和3年10月2日の発効です。なお、日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によりますので、ご確認をお願いいたします。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和3年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	793	821	930
引 上 げ 額	3	28	28

【最低賃金との比較方法】

- ① 日給の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 821円
- ② 月給の場合 月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 821円

〈月給の場合の計算例〉

月給 140,000円 1か月平均所定労働時間が168時間の場合

$140,000 \div 168 = 833 \geq 821$ よって 最低賃金額以上

※精皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金との比較にあたって対象とされませんのでご注意ください。